

行政不服審査制度の見直しに係る検討（第3回） 議事概要<未定稿>

<日時>平成25年6月14日（金）10:28～11:25

<場所>合同庁舎第2号館 9階第2研修室

<出席者>

○ 有識者

小早川光郎 成蹊大学客員教授、阪田雅裕 弁護士

○ 総務省

戸塚誠 総務省行政管理局長、濱西隆男 総務省行政管理局審議官、植山克郎 総務省行政管理局管理官、大野卓 総務省行政管理局行政手続室長

※片山さつき総務大臣政務官は所用のため欠席

<質疑応答>

主な内容は以下のとおり。

1 「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関する意見募集結果について

○ 事務局

（資料1「行政不服審査制度の見直しについて（案）」の意見募集結果に沿って意見募集結果の概要を説明。）

○ 小早川教授

裁定的関与について、資料では「審理員などの新しい行政不服審査制度を適用することに反対の意見はなかった。」とされているが、裁定的関与についての問題意識は意見公募の際に分かりやすく示していたか。（この件はいきなり）賛成か反対かと聞かれても何が問題か理解されないのではないか。

○ 事務局

意見公募をした資料においては20年法案の整理から説明しており、実際に提出された意見も、問題意識を理解した上で書かれているところ。

2 「行政不服審査制度の見直し方針（案）」について

○ 事務局

（資料2「行政不服審査制度の見直し方針（案）」（見え消し版）に沿って意見公募版からの変更箇所（案）の概要を説明。）

<第2 2. (2)第三者機関>

○ 阪田弁護士

行政不服審査会等への諮問の限定については、法案化する作業は難しい。判断の余地が残るのはやむを得ないが、できる限り客観的に規定するようお願いしたい。

○ 事務局

御指摘を踏まえ、法制化の作業を行っていきたい。

<第2 4. 不服申立期間>

○ 小早川教授

14 頁の○の一つ目について、不服申立期間を6か月にしないことの言い訳という感じが強い。3か月が良いと判断する理由を率直に書かないと、説得力がないのではないか。

○ 阪田弁護士

結論について異論はないが、「これらの行政実務への影響を予想することは困難であること等を考慮すると」（14 頁8行目）は、「行政実務に相当な影響を与えることが予想される」という方が自然ではないか。

○ 事務局

御指摘を踏まえ、修正する。

<第2 1. 不服申立構造等>

○ 小早川教授

4 頁の「審査請求先を原則として処分庁の最上級行政庁とすることに伴い、存置される再審査請求の請求先は第三者的立場にある行政庁となり」の部分（3つ目の○）について、実態として想定しているのは裁定的関与に係る再審査請求であろうが、この記述では当てはまらないのではないか。

○ 事務局

典型例として県単位の出先機関の処分で、管区局が審査請求先、本省（大臣）が再審査請求先というものがあるが、審査請求先を最上級行政庁とすることで、このような例はなくなる。裁定的関与や労働・社会保険関係の再審査請求先は、第三者的立場の機関となるという趣旨である。

○ 小早川教授

「ことに伴い、」という因果関係ではないのではないか。

○ 事務局

審査請求先を最上級行政庁にする、という枠組みの性質に鑑みてこのように記載したもの。語感の問題かもしれないが、「ことに照らせば、」が適切か。

○ 阪田弁護士

処分庁の上級行政庁が再審査請求先となることはない、という趣旨だろう。

○ 小早川教授

行政法学者から見ると、地方公共団体の上級行政庁ではないとしても、大臣を「第三者的立場」にある行政庁とするのは違和感がある。

○ 阪田弁護士

処分庁の上級行政庁が再審査請求先とはならないということを書く方が自然ではないか。

○ 事務局

書き振りを検討する。

○ 小早川教授

5頁の「新たな裁判例が出てきている状況を踏まえ、引き続き、現行制度を維持する」の部分（1つ目の○）については、新しい裁判例が出たのであれば、新しい裁判例を踏まえた法律の規定とすべきとの批判が来ないか。

○ 小早川教授

5頁の「団体争訟制度の導入」（2つめの○）について、自分としては、第一次処分手続における団体の扱いが先決問題となると思っている。こだわるわけではないが。

<第2 2. (1)審理の主宰者>

○ 小早川教授

（処分に関与していない者による審理手続が）外部から「見える」ということは大事だが、それよりも法律に位置付けることで制度上担保されることに意味があるのだろう。

○ 事務局

御指摘を踏まえて表現を工夫したい。

<その他（地方分権関係）>

○ 小早川教授

8頁（3つ目の○）と10頁（2つ目の○）の「自律性」は、文の趣旨を踏まえると、地方自治法に規定する「自立性」の方が適当ではないか。

<第4 1. いわゆる「裁定的関与」について>

○ 小早川教授

18頁の再審査請求を存置する実質的な理由の説明（3つ目及び4つ目の○）が分かりにくい。新法の一段階化の原則を適用したいが、裁定的関与についての見直しを行わない限り、裁定的関与に係る不服について無理が生じる場合があるから、再審査請求を残すという論理の筋道が、ひっくり返っている。4つ目の○にある「新法と旧法の混在による現場の混乱を避けるため」が主となるのではないか。

○ 事務局

たしかに、どうしても旧法適用をやめたい、という理由は「現場の混乱」なので、その部分を前面に出す書き方を検討したい。

○ 事務局

今後、本日の議論を踏まえて修正した行政不服審査制度の見直し方針（案）を総務省として取りまとめ、見直し方針に則り来年の通常国会への法案提出を目指して作業を進めていく。

（以上）